

要領様式第2号

出張報告届

令和2年11月13日

吹田市議会議長様

会派名 民主・立憲フォーラム

出張者氏名 西岡 友和 

印

印

印

印

印

印

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	地方議員研究会 新大阪丸ビル別館		
期 間	令和2年11月4日 から 11月4日まで 1日間		
出張の成果	別紙のとおり		
備考	財政の質問のポイント 議員が知っておくべき財政の話（基礎編1） 議員がしっておくべき財政の話（基礎編2）	認印	会派代表者 



財政の質問のポイント

～議員が知っておくべき財政の話～

2020年11月4日（水）10時～17時

行政職員と議員について、行政職員は予算を要求し、査定を受け予算化する。そして事業内容を熟知し執行する。議員は予算化されるまでのプロセスを知ることで事業を知り、検証も行えるが、行政のプロを相手に、予算化させ政策実現するためには、行政職員とのコミュニケーション・信頼関係・日頃からの勉強が求められる。

財務とは、市町村が活動する上で継続して一定の秩序に従って営まれる収入・支出、予算・決算、契約、財産等に関する事務の総称である。

財務の組織は市町村の各機関に権限が分配され、それぞれの補助体制が形作られて組織化されている。

- ① 議会：財務運用の民主化、住民意思の反映、財務運営の監視
- ② 地方公共団体の長：財務に関する権限のほとんどを共有する。
- ③ 出納機関（会計管理者）：会計事務について独立の権限を持つ。
- ④ 監査委員：財務に関する事務の執行及びその経営に関わる事業の管理を監査する。

予算とは、一定期間における収入と支出の見積もり又は計画のことをいう。地方公共団体における予算では、収めた税金がどのように使われ、住民に還元されるかを示す。予算は民主的で明確なものであることを強く要請されるため、議会の関与を受けるとともに、住民に対する公表が義務付けられている。加えて、現在の予算制度では以下のようないくつかの原則が設けられている。

- ① 予算の内容に関する「統計予算主義の原則」
- ② 予算の形式に関する「単一予算主義の原則」
- ③ 予算の準備に関する「予算事前議決の原則」
- ④ 予算の執行に関する「会計年度独立の原則」
- ⑤ 予算課程に関する「予算公開の原則」

地方自治法の規則では予算の内容は、①歳入歳出予算、②継続費、③繰越明許費、④債務負担行為、⑤地方債、⑥一時借入金、⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用、の7事項である。財源の種類としては以下のとおり。

(1) 地方交付税 地方公共団体の収入の中心となるのは地方税だが、地域の経済力には偏在がある。財源が不足する団体に対し、一定の方法によって国から交付されるものである。使途は地方団体の判断に任されており、国が条件をつけることは禁止されている。地方交付税には①普通交付税、②特別交付税、③震災復興特別交付税の3種類が存在する。

(2) 臨時財政対策債とは、平成13年度に創設された地方債で、地方の財源不足を補填するために、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特例地方債。

(3) 地方債とは、地方公共団体の長期借入金(年度を超えて原理を償還する借入金)のことを指す。地方公共団体は原則として、地方債(借金)以外の収入で歳入を賄うことが原則となっているが、地方財政法第5条ただし書きより、限定的に地方債を発行し、特定の事業等の経費に充てることが認められている。

公共施設の建設事業の場合、建設年度には多額の費用が必要とされるが、10年後、20年後の継続的に利用されることとなる為、建設当時の住民だけが費用を負担するのではなく、今後施設を利用していく将来世代の住民にも負担してもらい、世代間の費用負担を公平にしようとする制度が地方債制度である。

議員に求められる仕事の最たるものとして、予算審議がある。市民の血税を審議する立場として、1円の無駄も許されるはずはない。本市の財政審議に、本日の研修は大変有意義なものであった。